

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和6年2月5日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告：教育委員会事務局 行政職員

被告：愛知県 外3名

2 請求の趣旨

- (1) 被告らは連帯して原告に対し、超過勤務手当と旅費相当額及びパワーハラスメント等による精神的苦痛の慰謝料及び管理監督指導されなかったことの損害として金 40 万円及びこれに対する令和5年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

3 事件の概要

(1) 請求の原因

原告は、上司3名からパワーハラスメントを受け、他部署に相談したところ、上司らは報復として、原告が申請した時間外勤務と旅行命令を決裁せず、手当等が支給されていないとして、手当等相当額と、パワーハラスメント等による精神的苦痛に対する慰謝料等を請求する。

(2) 主張の内容

- ① 原告がパワーハラスメントについて他部署へ相談したことに対する報復として、上司が決裁しなかった令和5年7月27日から10月末までの超過勤務手当325,185円と令和5年7月28日から10月末までの旅費10,000円を請求する。
- ② 以下のパワーハラスメント等による精神的苦痛の慰謝料として、64,815円を請求する。
 - ・ 時間外勤務申請と出張申請の決裁をしなかった
 - ・ 原告が上司との面談時に昨年度より業務量が多いと伝えたところ、上司は「できなければC評価にする」と発言した
 - ・ 愛知県の管理、監督、パワハラ相談の指導がなされなかった 等
- ③ 上記行為は上司3名からの報復という私的私怨が原因であり、上司3名個人、又は、国家賠償法が適用されるのならば県が損害賠償の責を負うべきである。